



島根県報

平成22年 4 月 27 日 (火)

号外 第 102 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第316号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年4月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	川本波多線	邑智郡美郷町粕淵92番9地先から同585番1地先まで	前	A	メートル 3.30～ 24.00	メートル 3,479.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	12.00～ 65.00	2,706.00	
			後	B	12.00～ 65.00	2,706.00	
"	"	邑智郡美郷町粕淵585番1地先から同587番地先まで	前	25.00～ 52.00	73.00	減幅 町道移管	
			後	10.00～ 22.50	73.00		
"	"	邑智郡美郷町粕淵587番地先から同586番地先まで	前	A	6.00～ 15.00	45.70	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	9.00～ 28.00	58.00	
			後	B	9.00～ 28.00	58.00	
"	美郷大森線	邑智郡美郷町戸谷140番5地先から同150番9地先まで	前	A	2.20～ 10.00	250.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	6.00～ 25.00	300.00	
			後	B	6.00～ 25.00	300.00	

〃	美郷飯南線	邑智郡美郷町九日市425番2地先から同783番1地先まで	前	A	4.00～ 7.00	403.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	11.00～ 32.00	452.00	
			後	B	11.00～ 32.00	452.00	

島根県告示第317号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年 4 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田シダ川618番2地先から同町山田栗ノ前373番3地先まで	メートル 300.00	平成22年 4月30日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町山田中田375番地先から同町山田向下111番1地先まで	330.00	平成22年 4月30日		